

伊勢市農業委員会 第211回 総会議事録

日 時	令和5年7月14日（金）14時0分～14時37分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>18名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>1名</p> <p>19番 森北 雅博</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美（再任用職員）</p>
会議録署名者	7番 中澤 利吉 17番 岩尾 昭
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地法第5条の規定による許可の取消について</p> <p>4. 農業用施設利用地の転用制限の例外規定届出書について</p> <p>5. 農地利用変更届出書について</p>

<p>議 長</p>	<p>6. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） 7. その他</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから伊勢市農業委員会第211回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>18</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、 7番の中澤 利吉さん 17番の岩尾 昭さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>上 野</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び正誤表を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。</p>

す。件数は2件、田が1筆776㎡、畑が3筆506㎡の計4筆1,282㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは贈与でございます。受人は村松町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 村松町津波避難施設より南へ310mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

2番、こちらは売買でございます。受人は鹿海町の田1筆と畑2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地【1560-1】と農用地区域外農地【1218-2、1219-2】でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された2番は、営農計画書が提出されており、所有農地【1560-2】の隣にある1560-1は水稻を栽培し、自宅裏になる他の2筆は土を入れ畑にしてから、さつま芋の栽培に向けて準備する旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。

議案第1号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご

異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

2ページをお願いします。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が2筆948㎡、畑が1筆991㎡の計3筆1,939㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番と2番、こちらは借人が、同じであるため併せて説明します。借人は、伊勢市が発注した令和4年度 公下第7号 尾上岩渕分区污水管渠面整備(その1)工事を受注した関係で、黒瀬町の田2筆と隣接する5条許可済地の田1筆と宅地1筆を一体利用して資材置場とすることを、令和5年2月15日付で許可した一時転用でございます。転用期間は、本年7月25日まででしたが、借人によると、伊勢市より工事場所付近の農作業に支障が無いように、3月20日から8月16日まで工事の一時中止要請とそれに伴う工期延長が通知されたことを承諾したので、延長して令和6年1月12日まで借り受けたいとのことです。本件は、同一工事の延長であり、農地法第5条第2項第7号の基準を満たしており、現地調査において被害防除も継続して実施されていることを確認しています。つきましては、お認めいただければ事務局としては、別途申請し直すことなく、本申請をもって延長を認めたいものでございます。

3番、こちらは平成元年4月7日付で農地法第5条にて許可した売買による倉庫1棟の建築でございました。申し出によりますと、当初の目的とおりに倉庫を建てたが、地目変更をしないまま取り壊した状態であったところ、事務所が手狭になり事業運営に支障をきたしていた承継人が、事務所及び倉庫と資材置場等として利用することになり、事業計画変更を申請したものでございます。な

上 野

	<p>お、転用申請が【5条－3番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。</p> <p>議案第2号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
山添委員	<p>1番と2番について、農繁期における農作業への配慮ということですが、最初に工期を決めるときは配慮されていなかったということですか。</p>
係 長	<p>田園地帯というよりは比較的住宅の多い地域だったので、詳しい経緯までは伺っておりませんが、おそらく当初はさほど影響がないと考えられたのではないかと、そして今年に入ってからも工事が続いていたので、近隣の方から要望が市へあったと思われれます。そのため農繁期の期間は工事を休止し、その分を延長することを市が請負工事業者へ連絡し、承諾を得たため今回の事業計画変更に至ったと思われれます。</p>
山添委員	<p>当初から農業への影響も考慮されていればこのような延長をせずに済んだのではないかとという意見が委員からあったと、市の事業とのことなので関係部署に伝えてください。</p>
係 長	<p>かしこまりました。</p>
出口委員	<p>工期を延ばさなければいけない他の理由があって、農繁期のことは後付けの理由にされたのではないのでしょうか。工期の延長は資材の不足や天候などの影響で延びることはあるのでやむを得ないことだとは思いますが、事務局としてその理由は把握しておくべきだとは思いますが。</p>
議 長	<p>事務局またこのような事例があった際は関係部署と打ち合わせをしておいてください。</p>
係 長	<p>かしこまりました。</p>

議 長

ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 事業計画変更承認申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上 野

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は7件、内訳といたしまして、田が2筆 987㎡、畑が5筆 5,168㎡の 計7筆 6,155㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である円座町で土木建築業等を営む株式会社森組 代表取締役 森 庄平さんが、中部地方整備局三重河川国道事務所が発注した令和4年度 勢田川桧尻川河川整備工事を受注した関係で、田尻町の田1筆を、令和7年3月31日まで賃貸借により借り上げて、仮設事務所と資材置場及び駐車場としたいとの申請にございます。申請地は田尻町地内 田尻公園より北西へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、宅地造成が目的ととれる無届の盛土が判明したため、始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。農地所有者が、平成28年7月頃に耕作物に冠水被害の恐れがあったため、土を搬入し畑にしてしまったとの内容で始末書が提出されました。なお、一時転用完了後には、農地利用変更届を提出する旨も記載

されてきました。排水は雨水のみで西側既設排水路へ放流とし、被害防除として盛土を行うとのことをごさいます。

2番、こちらは使用貸借でございます。父名義の藤里町の田1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積61.28㎡及びカーポート 建築面積46.78㎡と法面としたいとの申請にございます。申請地は藤里町地内 藤里町集会所より北へ150mに位置する第3種農地にございます。申請地の面積が512㎡となっており、三重県農業会議が定める500㎡以下を上回っております。しかしながら申請時に理由書と求積図が添付されており、実測面積は631.47㎡になるが、法面が160.35㎡含まれており建築できる面積としては471.12㎡になるとの内容でございました。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は23%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

次ページ（3-2）をご覧ください。

3番、こちらは売買でございます。受人である小俣町新村で電気工事業等を営む有限会社M-T E C 代表取締役 松村 隆男さんが、村松町の畑1筆を譲り受けて、事務所1棟 建築面積計25.08㎡及び倉庫と資材置場等としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町2交差点より北へ40mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、許可済地の事業変更申請地でもあることから、現地調査も行いましたが、内容のおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことをごさいます。

4番、こちらでも売買でございます。

受人は上地町の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積81.97㎡としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 関蟬麻呂神社より南東へ30mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は31%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

次ページ（3-3）をご覧ください。

5番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町相合の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に、受人が経営する度会郡玉城町で土木工事業等を営む株式

会社ファーストに貸す資材置場としたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 相合公園より南東へ110mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのこととございます。

6番、こちらでも売買にございます。受人である小俣町湯田で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、建売住宅10棟 建築面積計662.40㎡と道路439.66㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 明野北部公園より北東へ170mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は南西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

次ページ（3-4）をご覧ください。

7番、こちらでも売買にございます。受人は御菌町上條の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積74.94㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町上條地内 上條公民館より北へ130mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は28%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

山添委員	3番について、平成元年4月に許可されて、現況は宅地になっていて35年近く登記がされていなかったのですか。
係長	当初の受人に所有権移転はされていて、目的のとおり倉庫を建てていましたが、地目変更がされないまま現在に至りました。本来ならば倉庫を建てた時点で地目を変更しますが、地目が変更されず農地のままであったため、今回改めて転用申請に至りました。
山添委員	市の固定資産税は宅地並だったのですか。
係長	現況課税なので倉庫を建てた時点で宅地並みになります。
出口委員	おそらく建物の保存登記をしていなかったのでしょうか。課税については登記ではなく現況で課税をしていくので、このようなことは出てくると思います。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、6番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>4ページをお願いします。</p>
上野	

議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑のみ3筆の計1,651㎡でございます。詳細について説明させていただきます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、通町の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和31年に住宅を建築し、利用していたとのことで、固定資産評価証明書の写を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

2番、鹿海町の畑2筆で現況は山林でございます。こちらは平成5年以前から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院発行の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

<p>日置 (農林水産課)</p>	<p>それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は151件で、田が265筆の343,753㎡、畑が4筆の2,948㎡、計269筆の346,701㎡でございます。次のページの農地利利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が7件で、田のみ10筆の11,193㎡。 ◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の714㎡。 ◇5年間の利用権（賃貸借権）の移転が2件で、田のみ2筆の2,532㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が71件で、 田が128筆の167,263㎡、畑が2筆の1,474㎡、計130筆の168,737㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が70件で、 田が124筆の162,051㎡、畑が2筆の1,474㎡、計126筆の163,525㎡。 <p>以上件数は151件で、田が265筆の343,753㎡、畑が4筆の2,948㎡、計269筆の346,701㎡でございます。転貸抜きの件数は79件で、田が139筆の179,170㎡、畑が2筆の1,474㎡、計141筆の180,644㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内、20番から25番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。</p> <p>(奥野委員退席)</p> <p>本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p>

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

続きまして64番・65番は、北村 安弘委員に関係する分でございます。ひとまず北村野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(北村委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。

(北村委員着席後、審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思っております。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思っております。

が、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことですので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

上 野

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について
……1件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について
……11件(説明内容記録省略)
3. 農地法第5条の規定による許可の取消について
……1件(説明内容記録省略)
4. 農業用施設利用地の転用制限の例外規定届出書について
……1件(説明内容記録省略)
5. 農地利用変更届出書について
……1件(説明内容記録省略)
6. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)
……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引

<p>上野</p>	<p>き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。</p> <p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月27日（木） 森 美江 委員、 奥野 隆史 委員 ・ 7月28日（金） 吉田 保 委員、 山口 和男 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第211回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長

委 員

委 員